

平成 28 年 4 月 21 日

広報資料

産 業 観 光 局
(観光 MICE 推進室 746-2255)
公益財団法人京都文化交流
コンベンションビューロー
(国際観光コンベンション部 212-4145)

年間売上について
初調査！

平成 27 年（2015 年）京都市内免税店売上調査結果 及び制度改正に伴う免税説明・相談会の開催について

京都市及び（公財）京都文化交流コンベンションビューローでは、買い物環境整備の一環として、免税店向け多言語電話通訳サービスの実施や市内免税店を紹介した冊子「Kyoto tax-Free Shopping Guide」の発行など、免税店を支援する様々な取り組みを実施しております。

このたび、年間調査としては初めてとなる平成 27 年（2015 年）免税売上調査を実施し、その結果がまとまりましたので、お知らせします。

また、本年 5 月 1 日に免税制度の一部改正（制度緩和）が行われることを踏まえ、別紙のとおり、新たに免税店登録を考えている市内事業者等を対象に免税説明・相談会を実施いたしますので、併せてお知らせします。

1 調査結果概要

● 免税店登録により 7 割を超える店舗で売上が増加

（回答があった 127 店舗の免税売上額が合計で約 100 億円）

免税店登録を行ったことで、外国人客による「売上が増加した」と回答した店舗が 74.7%と大半を占め、外国人客による売上ベースで 57.7%増となるなど、免税店登録がインバウンド消費の獲得に大きな効果が出ていることが明らかになった。

● 売上の約 1 割が免税販売

売上に占める免税販売の割合は 10.1%で、免税販売だけで年間 1,000 万円以上の店舗が 28.5%あった。

● 薬局・化粧品店や伝統産業品店が好調

業種別では、薬局・化粧品店が、売上に占める免税販売の割合で 29.0%と最も高い数値になり、次いで、伝統産業品店が 16.1%と、インバウンドの恩恵を大きく受けている結果となった。

● 中国が免税販売をけん引

免税売上に占める国・地域別割合では、中国が 61.9%と圧倒的に高く、次いで香港 12.1%、台湾 9.4%となった。

2 制度改正に伴う市内事業者向け免税説明・相談会の開催について

制度改正に伴う

免税説明・相談会の開催について

平成 28 年 5 月 1 日（日）より、消費税免税制度が一部改正となり、免税品の購入限度額が一般物品、消耗品とも 5,000 円以上に引き下げられることに伴い、免税制度改正についての説明・相談会を開催いたします。

制度改正を機に新たに免税店登録をお考えの皆様、制度改正や免税販売手法にご関心をお持ちの免税店の皆様、皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

記

- 1 日時：平成 28 年 5 月 18 日（水） 18:00～20:30（開場 17:45）
- 2 会場：京都商工会議所 2 階 教室（中京区烏丸通夷川上ル）
- 3 内容：
 - （第 1 部）免税未登録店に対する免税説明（18:00-18:45）
まだ免税店になっていない市内の店舗を対象に、免税制度についての簡単な説明と、
京都市の免税店向け支援サービスについてご案内します。
講師：（公財）京都文化交流コンベンションビューロー インバウンド課 桑田 扶美
 - （第 2 部）免税未登録店や既免税店を対象にした制度改正等説明（18:50-20:30）
 - 18:50-19:50：平成 28 年度税制改正について
講師：ジャパンショッピングツーリズム協会
 - 19:50-20:10：免税手続きソリューションについて
グローバルブルー-TFS ジャパン株式会社、株式会社 J&J 事業創造
 - 20:10-20:30：質疑応答、相談会
- 4 参加対象者：主に市内に事業所を置く民間事業者、観光団体等（市外の方はお問合せください）
- 5 参加費：無料
- 6 定員：40 名（事前申込制・先着順）
- 7 参加申込：平成 28 年 5 月 17（火）までに、別添参加申込書を、下記までお送りください。
- 8 主催：（公財）京都文化交流コンベンションビューロー

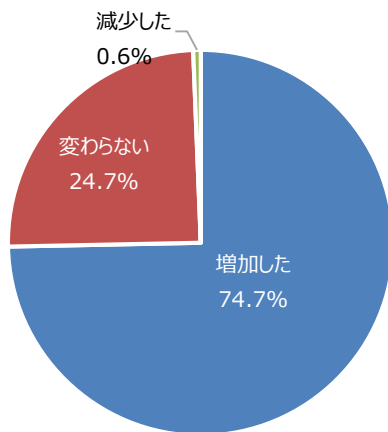
■この件に関するお問合せ先■

（公財）京都文化交流コンベンションビューロー 桑田
Tel：075-212-4145 メール：f-kuwada@hellokcb.or.jp

平成27年（2015年）京都市内免税店売上調査結果詳細

（1）免税開始以降の外国人客の売上について

- ・免税店登録を行ったことで、外国人客による「売上が増加した」と回答した店舗が74.7%と大半を占めた。
- ・300%以上の増加があったと回答した店舗が2.7%あった一方、増加率20%未満の店舗が、49.5%を占め、増加率の全体平均値は57.7%となった。
- ・業種別では、酒店、百貨店・スーパー、衣料品店で、「売上が増加した」という店舗の割合が8割を超えた。

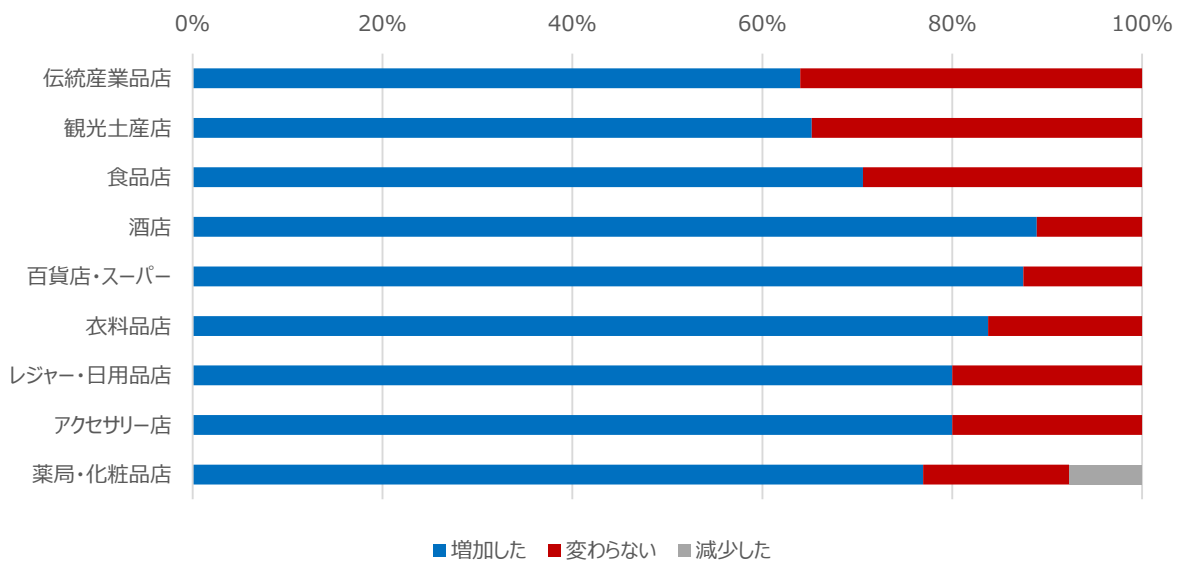


■増加したと答えた店舗の内、増加率の割合

増加率	割合
20%未満	49.5%
20%以上～30%未満	4.5%
30%以上～100%未満	10.8%
100%以上～150%未満	5.4%
150%以上～200%未満	1.8%
200%以上～300%未満	0.0%
300%以上	2.7%

全体平均値 57.7%

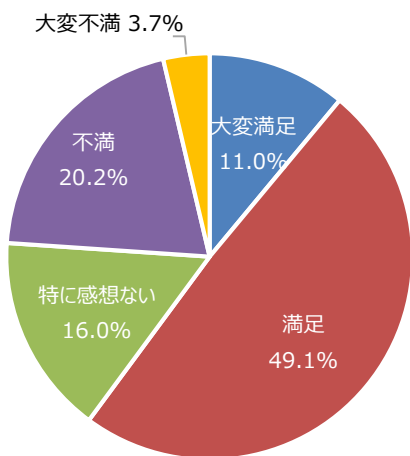
【業種別】



※家電量販店については有効回答が5店未満であったため、業種別分析から除外

(2) 免税開始以降の外国人客の売上満足度について

- ・免税店になったことに、「大変満足」、または「満足」している店舗が 60.1%を占めた。
- ・しかしながら、「売上げが増加した」と回答した店舗の割合 74.7%（P2 参照）を下回っており、これは、売上増加が 20%未満の店舗が多いなど、期待したほどではないという感想を持っていることが背景にあると思われる。本年 5 月の制度改正で免税対象額が一部引き下げられることもあり（P10 参照）、今後の売上増加、満足度向上が期待される。
- ・業種別では、「大変満足」「満足」の割合が、薬局・化粧品店で最も高く、次いで、レジャー・日用品店、衣料品店の順となった。



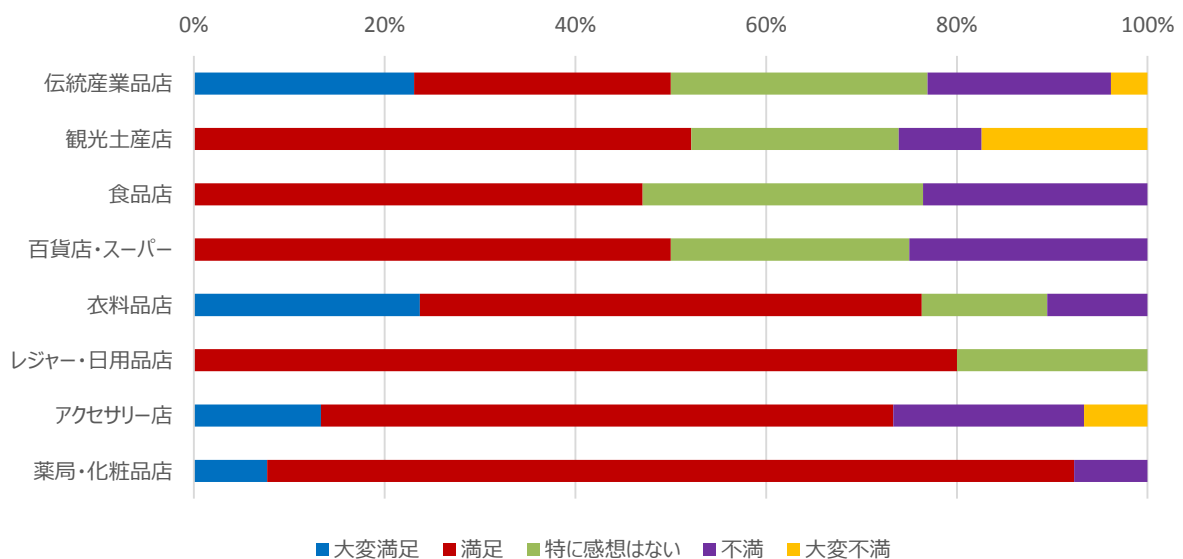
■「大変満足」「満足」と答えた店舗の主な理由

- ・売上、客単価が向上した
- ・入店が促進された。アプローチがしやすくなった。

■「特に感想はない」「不満」「大変不満」の主な理由

- ・免税販売自体が少ない、外国人客が少ない。
- ・購入額が免税対象金額に達しない。
- ・もともと外国人客で混雑しており、特に変化がない。
- ・免税手続きが煩雑で手間がかかる。販売機会のロス。
- ・開店時より免税していたため、変化が分からない。

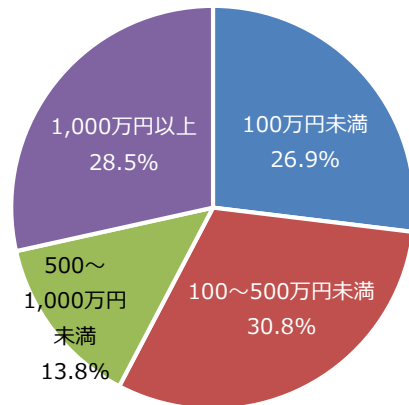
【業種別】



※酒店、家電量販店については有効回答が 5 店未満であったため、業種別分析から除外

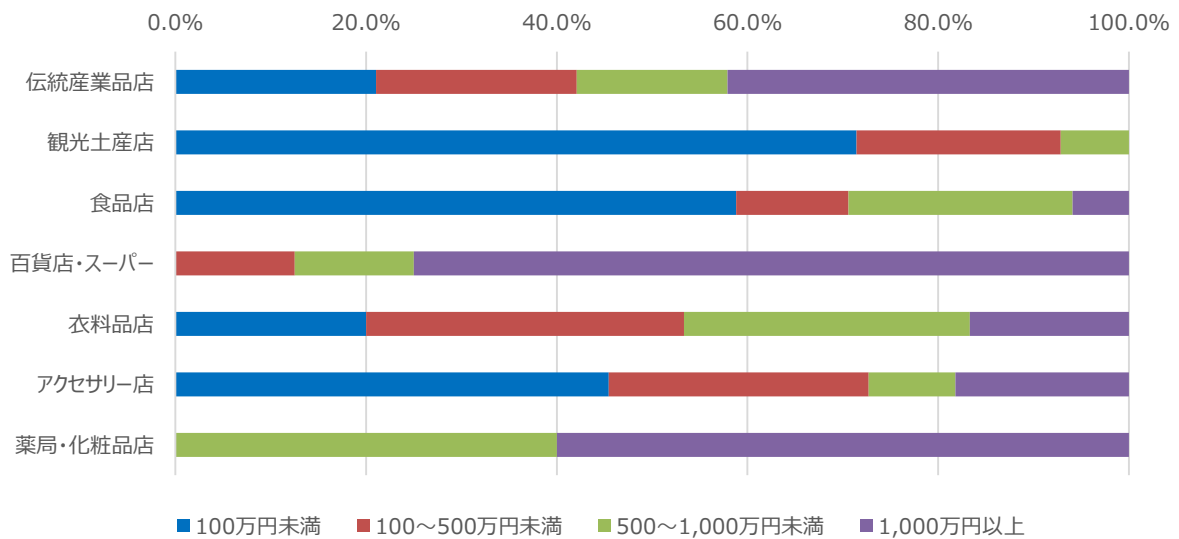
(3) 年間免税売上額について

- ・免税売上が年間 1,000 万円以上と答えた店舗が全体の 28.5%あった一方、100 万円未満と小規模の店舗も 26.9%あった。
- ・業種別では、観光土産店の約 7 割、食品店の約 6 割が、免税売上 100 万円未満と小規模であった一方、百貨店・スーパーや薬局・化粧品店では、1,000 万円以上の売上があった店舗が 6～7 割を占めた。



※回答があった 127 店舗の免税売上額が合計で約 100 億円

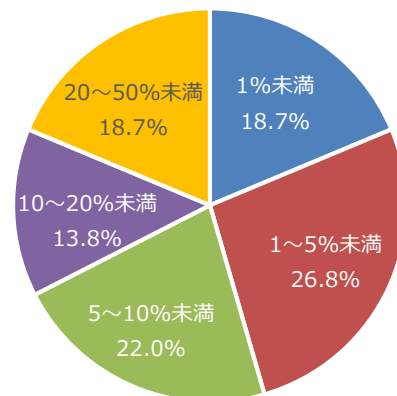
【業種別】



※酒店、レジャー・日用品店、家電量販店については有効回答が 5 店未満であったため、業種別分析から除外

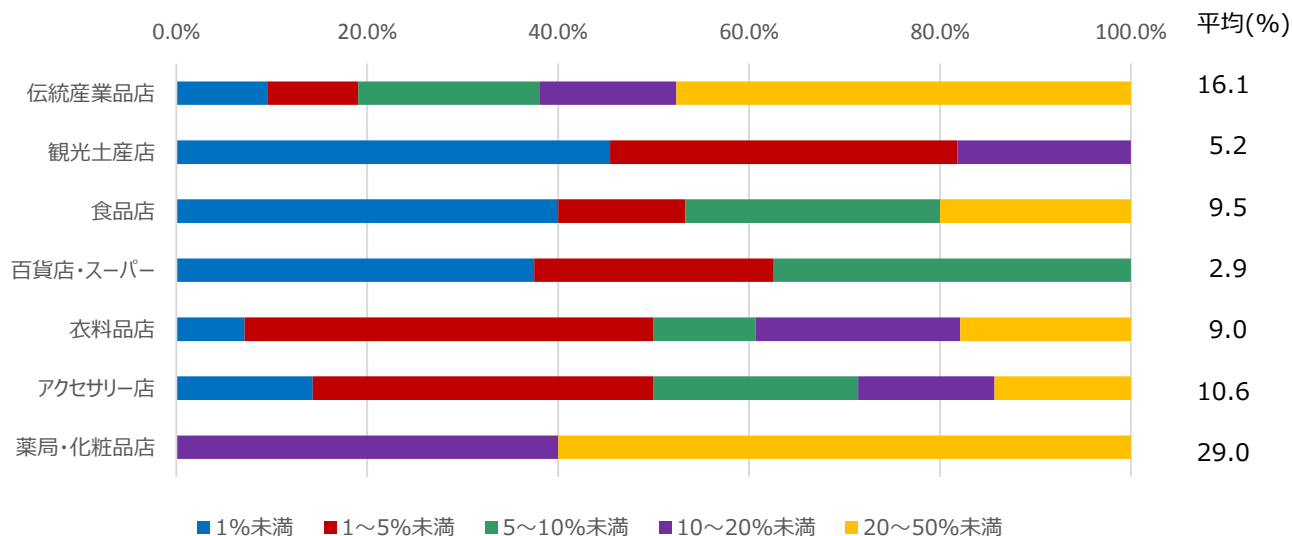
(4) 年間売上に占める免税売上の割合

- ・免税売上が全体の 10%以上と回答した店舗が 32.5% にのぼり、全体の平均値は 10.1%であった。
- ・業種別では、薬局・化粧品店が 29.0%、伝統産業品店が 16.1%と免税売上が全体に占める割合が比較的高く、外国人観光客の消費が店舗全体の売上に大きく影響していることが判明した。



全体平均値 10.1%

【業種別】

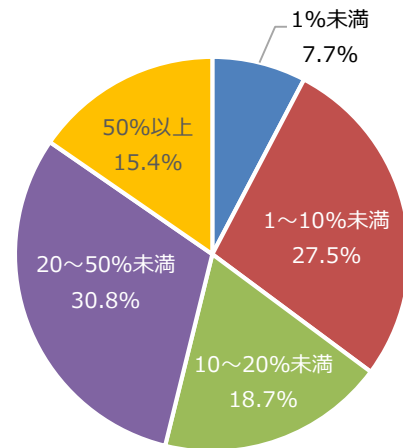


※酒店、レジャー・日用品店、家電量販店については有効回答が 5 店未満であったため、業種別分析から除外

(5) 来店者数に占める外国人客の割合

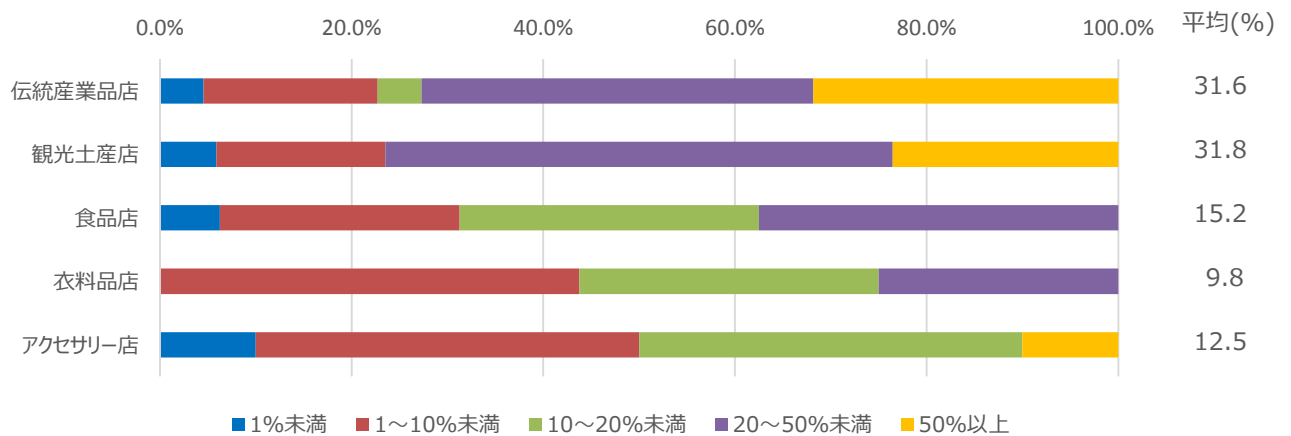
・来店者の半数以上を外国人客が占めるというインバウンド主体の店舗が 15.4%あったのに対し、同じ免税店であっても、外国人客は 10%未満という店舗が 35.2%あり、全体平均としての外国人客割合は 21.9%であった。

・業種別では、観光土産店が 31.8%、伝統産業品店が 31.6%と外国人客割合が高く、来店者の約 3 人に 1 人が外国人客であることがわかった。



全体平均値 21.9%

【業種別】



※酒店、百貨店・スーパー、レジャー・日用品、家電量販店、薬局・化粧品店については有効回答が 5 店未満であったため、業種別分析から除外

(6) 免税売上が多い月と少ない月

- ・免税売上でも紅葉（11月）、桜（4月）のシーズンが上位となった。
- ・売上げが少なかった月に1、2月もあり、春節の売上は、一部の店舗を除き限定的な影響といえる。

免税売上が多い月

順位	免税売上	ポイント数	27ホテル
1位	11月	19.1ポイント	4月
2位	4月	18.4ポイント	8月
3位	10月	14.5ポイント	7月

※ポイント数

「売上が多かった月・少なかった月」に対する回答について、1位に5ポイント、2位に3ポイント、3位に1ポイントを加算し、それぞれ100ポイント満点で算出

免税売上が少ない月

順位	免税売上	ポイント数	27ホテル
1位	1月	15.2ポイント	1月
2位	2月	11.4ポイント	12月
3位	3月	11.1ポイント	2月

※27ホテル

平成27年外国人客宿泊状況調査（京都文化交流コンベンションビューロー）における市内主要27ホテルの宿泊外国人客の割合

(7) 国籍・地域別の免税売上

- ・免税売上に占める国・地域割合では、中国が61.9%と圧倒的に高く、次いで香港、台湾の順となった。

順位	国・地域	割合
1位	中国	61.9%
2位	香港	12.1%
3位	台湾	9.4%
4位	韓国	2.2%
5位	アメリカ	1.8%

(8) 外国人客に人気の商品 上位3位【品目別】

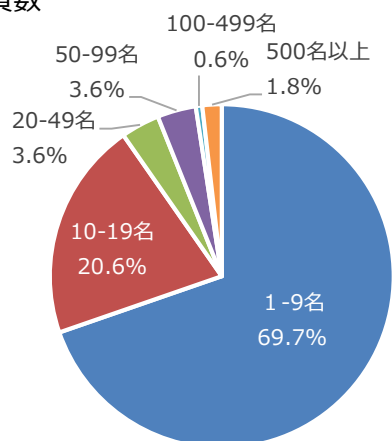
	1位	2位	3位
薬・化粧品	基礎化粧品 (アルビオン、SKⅡなど)	消炎鎮痛剤 (アンメルツなど)	目薬、洗顔石鹸 (サンテFX、雪肌精など)
家電	ドライヤー	キッチン家電	スマートフォン類
宝飾品	パール製品	ネックレス	ペンダント、天然石、サンゴ
陶器	急須	茶椀	酒器
工芸品	鉄器	鉄瓶	木版画、人形
日用品	カトラリー	タオル	ベビーフード
アクセサリ	スカーフ	バッグ	財布
和小物	ポストカード	ハンカチ、扇子	風呂敷、ガーゼ手拭、念珠
お酒	ウイスキー	日本酒	梅酒
お菓子	饅頭	クッキー	チョコレート
食品	日本茶	漬物(沢庵)	乾物類
衣料品	パンプス、スニーカー	アウター	ワンピース

(9) 従業員の雇用状況

・従業員10人未満の店舗が69.7%を占め、京都市内の免税店の小規模店舗を中心に構成されていることが分かった。

・外国人を雇用している店舗の割合は、薬局・化粧品店の76.9%、百貨店・スーパーの75.0%が顕著であった。

■従業員数



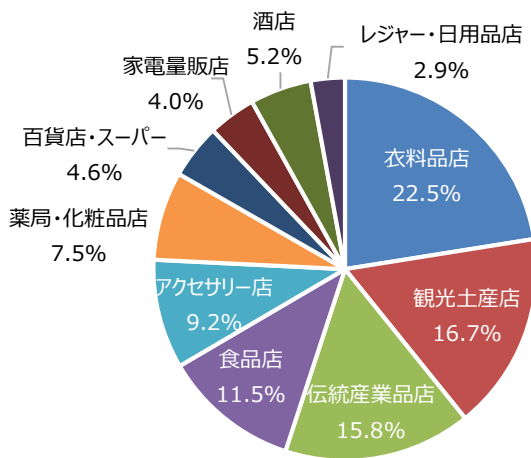
業種別	外国人を雇用している店舗の割合
伝統産業品店	11.5%
観光土産店	14.8%
食品店	5.0%
百貨店・スーパー	75.0%
衣料品店	16.2%
アクセサリ店	13.3%
家電量販店	50.0%
薬局・化粧品店	76.9%

※酒店、レジャー・日用品については有効回答が5店未満であったため、業種別分析から除外

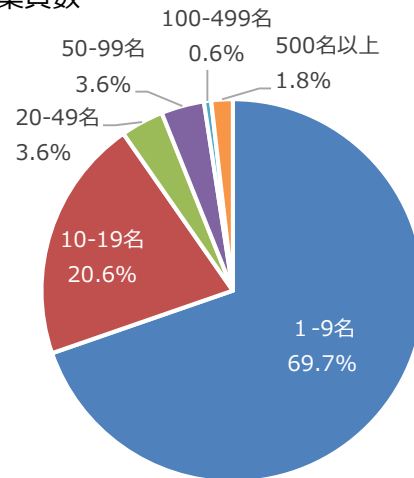
(参考) 調査概要

- (1) 調査目的：免税店における売上や外国人観光客の購買実態を把握し、今後の事業実施の参考とする。
- (2) 調査対象：免税店紹介小冊子「Kyoto Tax-free Shopping Book」掲載の 366 店舗
- (3) 回答店舗：177 店舗（回収率 48.4%）

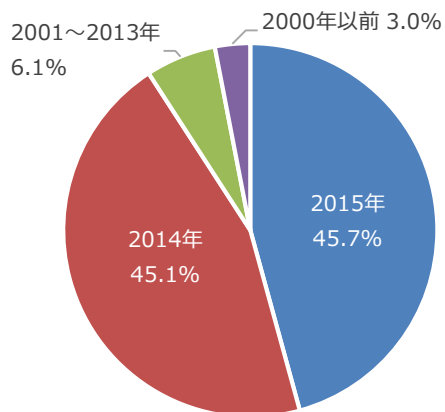
■ 販売業種別



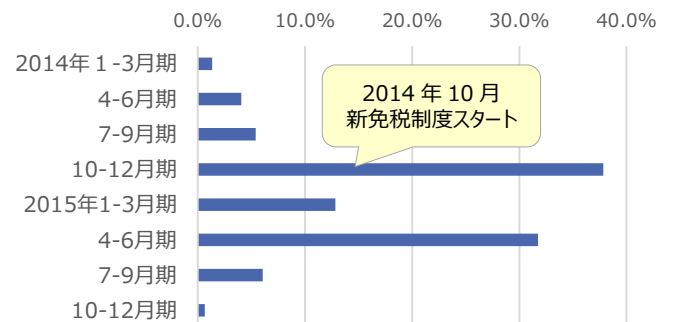
■ 従業員数



■ 免税開始時期



■ 2014年、2015年の内訳



■ この件に関するお問合せ先 ■

(公財) 京都文化交流コンベンションビューロー
 Tel : 075-212-4145 メール: f-kuwada@hellokcb.or.jp
 担当 : 水上、桑田

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 桑田 宛

FAX : 075-212-4121 Email:f-kuwada@hellokcb.or.jp

「制度改正に伴う免税説明・相談会」 参加申込書

日 時 : 平成 28 年 5 月 18 日 (水) 18:00~20:30

場 所 : 京都商工会議所ビル 2 階 教室

京都市中京区烏丸通夷川上ル

申込締切 : 平成 28 年 5 月 17 日 (火) 定員に達し次第締め切り

事業者名/団体名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail アドレス _____

役職・お名前 _____ 第 1 部 第 2 部

役職・お名前 _____ 第 1 部 第 2 部

役職・お名前 _____ 第 1 部 第 2 部

※駐車場及び駐輪場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。